

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準

有害物質	種 類 燃え殻, 汚泥, 鉱さい, ばいじん, これらの処理物 (廃酸・廃アルカリ以外) (値を超えるもの) (溶出 mg/L)	廃酸・廃アルカリ (値を超えるもの) (含有 mg/L)
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005	0.05
カドミウム又はその化合物	0.3	1
鉛又はその化合物	0.3	1
有機燐化合物	1	1
六価クロム化合物	1.5	5
砒素又はその化合物	0.3	1
シアン化合物	1	1
PCB	0.003	0.03
トリクロロエチレン	0.3	3
テトラクロロエチレン	0.1	1
ジクロロメタン	0.2	2
四塩化炭素	0.02	0.2
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.4
1,1-ジクロロエチレン	0.2	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	4
1,1,1-トリクロロエタン	3	30
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.6
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.02	0.2
チウラム	0.06	0.6
シマジン(CAT)	0.03	0.3
チオベンカルブ(ベチオカーブ)	0.2	2

ベンゼン	0.1	1
セレン又はその化合物	0.3	1
ダイオキシン類	燃え殻, 汚泥, ばいじん 3ng/g	

廃油	PCB処理物等 (値を超えるもの)	
廃溶剤であって、 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、 四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロペン(D-D)、 又はベンゼンに限る	1.廃油	0.5mg/kg
	2.廃酸、廃アルカリ	0.03mg/L
	3.廃プラスチック類、金属くず	付着又は封入していないこと ※
	4.陶磁器くず	付着していないこと※
	5.その他(検液として)	0.003mg/L
	※注	
	洗浄液	0.5mg/kg
	抜き取り物	0.1 μg/100cm <sup>2</sup>
	切り取り物	0.01mg/kg
	(値以下であるものは、付着、封入していないと判定される)	